

子ども会各位

2026年度  
募集

# 全国子ども会連合会 子ども会活動保険“たんぽぽ” のご案内

(ボランティア活動保険)

公益社団法人 全国子ども会連合会

この保険は、「全国子ども会連合会」をご契約者とし、子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体をご加入者、各指導者・育成者個人を被保険者(保険の対象となる方)とするボランティア活動保険の団体契約です。

## 【制度の概要】子ども会活動保険“たんぽぽ”とは・・・

### 商品の特長

- 子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体にボランティアとして登録された指導者、育成者がボランティア活動中の事故に起因して身体の障害\*1、財物の損壊\*2について法律上の損害賠償責任を負担することによる損害(賠償責任補償条項)や急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(傷害補償条項)に対して補償します。

\*1 ケガに起因する後遺障害および死亡を含みます。  
\*2 有体物の滅失、損傷または汚損をいいます。

### 加入対象者

- 子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体  
※全国子ども会連合会に共済会会員として加入していることが必要です。

### 被保険者(保険の対象となる方)

- 子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体に所属している全国の「子ども会」の指導者・育成者

### 対象となるボランティア活動

- 日本国内における「自発的な意志に基づき子どもの健全な発展に資することを活動の目的とする無償(非営利)のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する「活動」とします。

- ①子ども会の会則に則り企画、立案された活動であること
- ②全国子ども会連合会に届けられた活動であること
- ③全国子ども会連合会から委嘱された活動であること

※上記活動には、  
・活動のための学習会または会議などを含みます。  
・有償の活動は含まれません。(ただし、交通費・食事代などの費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。)  
・自宅とボランティア活動を行う場所との間の通常の経路による往復途上を含みます。

※ケガの補償については救助活動、銃器を使用した害獣駆除活動、野焼き・山焼き活動、危険な道具(チェーンソーなど)を使用した森林活動は補償の対象とはなりません。

### 保険期間

- 2026年5月1日午後4時より2027年5月1日午後4時までとします。

### 保険料のお払込み

保険料(一時払)	600円(1名につき)
----------	-------------

※制度運営費40円を含みます。制度運営費は事務手続費用に充当します。

※保険期間の途中で加入する場合も保険料は同じです。

※中途脱退による保険料の返れい金はありません。

### ご加入手続き

- 2026年4月15日まで、別添の加入依頼(人数通知)書に必要事項を記入・押印のうえ、全国子ども会連合会宛に送付いただき、保険料は郵便局より次の全国子ども会連合会宛にお振込みください。

5月1日以降は、ご加入手続きが完了(保険料の着金および加入依頼(人数通知)書の到着)した日の翌日午前0時からの保険加入となります。

※郵便振替口座 …… 00100-2-49385

## 補償内容について

### 1. 保険金額

保険金の種類		保険金額(支払限度額)	セットされる特約
賠償責任保険金		1,000万円(自己負担額なし)	人格権侵害担保特約*1
ケガの補償	死亡・後遺障害保険金	3,000万円	細菌性およびウイルス性食中毒補償特約*2
	入院保険金日額	6,000円	
	通院保険金日額	4,000円	

※ボランティア活動中の事故によりケガの治療のため手術した場合には、手術保険金がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍となります。

\*1 ボランティア活動中の不当行為により、第三者の人格権を侵害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害も補償します。

\*2 ボランティア活動中の細菌性およびウイルス性食中毒の場合も保険金をお支払いします。

### 2. 補償内容

#### (1)賠償責任の補償

被保険者(保険の対象となる方)が下記①または②の場合に、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損保ジャパンの同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします。)

- ① 次の事故により他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合
  - ・ボランティア活動中に発生した偶然な事故
  - ・提供物(ボランティア活動に伴って提供した物)による偶然な事故
  - ・ボランティア活動の結果に起因する偶然な事故
- ② ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事故による損壊、紛失または盗取(詐欺を含みます。)により、その保管物に正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合
- ③ ボランティア活動中に人格権を侵害し法律上の賠償責任を負担された場合(注)
  - ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
  - ・口頭、文書、図面その他これらに関する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

#### 保険金をお支払いする事故事例

- 自転車子ども会活動に向かう途中、誤って通行人にケガをさせた。
- 子ども会活動で提供した食事により、活動参加者が食中毒を起こした。
- 子ども会活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取(詐欺を含みます。)など

※1 被保険者相互間の関係は「他人」とみなしますので、ボランティア間などの損害賠償責任も補償の対象となります。

※2 次の方は「他人」とはみなしませんので、これらの方に対する損害賠償責任は補償の対象になりません。

- ・被保険者の配偶者
- ・被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居のご親族
- ・被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(婚姻歴のない方)

(注)人格権侵害担保特約の補償限度額は、1名100万円、1事故・期間中1,000万円(自己負担額なし)が限度となります。

#### (2)ケガの補償

被保険者(保険の対象となる方)が、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。

#### 保険金をお支払いする事故事例

- 清掃の子ども会活動中のボランティアが、転んでケガをし通院した。
- 自転車子ども会活動に向かう途中、交通事故にあい後遺障害が生じた。など

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品はボランティア活動保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
  - 保険契約者：公益社団法人全国子ども会連合会
  - 保険期間：2026年5月1日午後4時から1年間となります。
  - 申込締切日：2026年4月15日
  - 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
    - 加入対象者：子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体 ※全国子ども会連合会に共済会員として加入していること。
    - 被保険者：子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体に所属している全国の「子ども会」の指導者・育成者を被保険者としてご加入いただけます。賠償責任の補償は、指導者・育成者の監督義務者も被保険者となります。
    - お支払方法：2026年4月15日までに、郵便局より下記の全国子ども会連合会宛にお振り込みください。(一時払)
- 【郵便振替口座】 00100-2-49385
- お手続き方法：2026年4月15日までに、別添の加入依頼(人数通知)書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、ご加入窓口の全国子ども会連合会までご送付ください。(注)被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を備えつけてください。既加入者の皆さまのご継続に際しましては、配布した加入依頼書をご使用いただき、継続手続きをしてください。
  - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、ご加入手続きが完了(保険料の着金および加入依頼(人数通知)書の到着)した日の翌日午前0時から2027年5月1日午後4時までとなります。
  - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店の保険代行社までご連絡ください。
  - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内において、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。  
 (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
  - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
  - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内のみ補償)	<b>死亡保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	
	<b>後遺障害保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
	<b>入院保険金</b> 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	
	<b>手術保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	<b>通院保険金</b> 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものを用い、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
賠償責任(国内のみ補償)	日本国内でボランティア活動中に偶然な事故により他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※)を運行不能にさせた場合や人格権を侵害したことにより被保険者(加入者本人とその監督義務者)が法律上の損害賠償責任を負った場合、下記のとおり保険金をお支払いします。 お支払いする保険金の内容 ①損害賠償金 次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に過失割合を乗じた額をいいます。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益など ・財物損壊(対物)事故:修理代など ②権利保全行使費用 事故発生の後、他人に対する求償権の保全もしくは行使の手続きを講じるために支出した必要または有益な費用 ③損害防止費用 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止に努めるために支出した必要または有益な費用。ただし、提供物または提供物が一部をなすその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除きます。 ④争訟費用 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用 ⑤協力費用 被保険者が損保ジャパンの求めに応じ、損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用 ①から③までについては、1事故につき、保険金額を限度として次のとおり保険金をお支払いします。 $\text{①から③までの合計額} - \text{自己負担額} = \text{支払保険金} \leq \text{保険金額}$ ③については、結果として損害賠償責任がないことが判明した場合でも保険金をお支払いします。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④②から③までのいずれかの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑤②以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑦被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故 ⑧提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかつた悪影響によって発生した事故を除きます。 ⑨心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑩被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑪航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑫被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑬提供物の欠陥による提供物自体の損壊に対する賠償責任 <人格権侵害>特有の事故 ①被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任

賠償責任 (注)	④については、その全額について保険金をお支払いします。ただし、①から③までおよび⑤に掲げる各損害の合計額が保険金額を超過する場合には、次の算式で保険金をお支払いします。	②最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する賠償責任 ③不実であることを知りながら、被保険者が行った不当行為に起因する賠償責任 など
	$\frac{\text{④の額} \times \text{保険金額}}{\text{①から③までおよび⑤の合計額}} = \text{支払保険金}$	
	⑤については、その全額について保険金をお支払いします。 (※)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらかのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

ご加入は高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ検討してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

\* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\* 中途加入の場合は、ご加入手続きが完了(保険料の着金および加入依頼書の到着)した日の翌日午前0時から保険責任が始まります。

#### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

#### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店の保険代行社にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)

またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 9. 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額
- 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

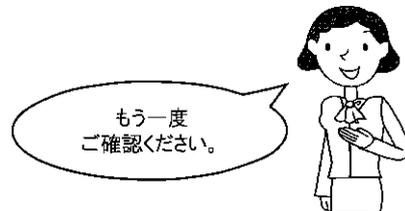
以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「満年齢」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらかのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 記名被保険者数(被保険者となるボランティアの人数)



### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 事故が発生した場合

### 事故時の連絡先

取扱代理店保険代行者 TEL : 03-6631-4366 FAX : 03-6631-4367

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店保険代行者までご連絡ください(上記参照)。

事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は保険金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- 子ども会名
- 被保険者(事故にあわれた方)の氏名・連絡先
- 事故発生の日時・場所・状況・原因
- 傷害の部位・症状
- 行事内容

※賠償金は被害者の責任割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。示談に際しては事前に損保ジャパンと十分ご相談ください。

なお、賠償責任保険についての示談交渉は加害者である被保険者または指導者・育成者の監督義務者に行っていただくことになります。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

### ■保険契約者 公益社団法人 全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル3F TEL03(5319)1741 FAX 03(5319)1744

### ■取扱代理店 株式会社保険代行者

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F

TEL 03(6631)4366 FAX 03(6631)4367

受付時間: 平日の9:00~17:00 まで(祝日 12/30~1/5を除きます。)

### ■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第八部 第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 03(3231)4678 FAX 03(3231)7835

受付時間: 平日の9:00~17:00 まで

### ■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の9:15~17:00 まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

### ■事故が起こった場合は、取扱代理店保険代行者 までご連絡ください。

TEL 03(6631)4366 FAX 03(6631)4367

受付時間: 平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始は休業)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

- 不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入者さまで加入依頼書のコピーをとっていただき、ご加入の控として大切に保管してください。